

# グリーン住宅ポイント対象住宅証明書の発行業務手数料規程

グリーン住宅ポイント対象住宅証明書の発行業務手数料は次のとおりとする。

## 1 基本料金

単位:円 (消費税含む)

料 金	
戸建住宅 (注1)	共同住宅 (戸当たり) (注1)
広島本社・東京支店・福岡事務所	広島本社・東京支店・福岡事務所
33,000	33,000 (注2)

注1: 併用住宅は、戸建住宅に含み、長屋・重ね建て住宅等は共同住宅に含みます。

注2: 熱橋数が10以上の場合は、3,300円加算する。

ただし、必要な基準のうち一部の技術的な審査を省略できるものを(当社が交付したものに限り)に添付して申請する場合は次のとおりとする。

戸建住宅、共同住宅(戸当たり)共	広島本社・東京支店・福岡事務所
	外皮性能基準と一次省エネルギー消費量基準の一方が適合している場合(*) : 11,000
	外皮性能基準と一次省エネルギー消費量基準の両方が適合している場合 : 7,700

### \* (1) 注文住宅の新築及び新築分譲住宅の購入の場合に活用できる評価書等の事例

(共同住宅等で、外皮性能の基準により住棟評価を採用する場合は、原則として一括依頼により当該共同住宅等の全ての住戸が、グリーン住宅ポイント対象住宅証明書を申請する場合に限る)

#### ① 次の評価書等(断熱性能等級4又は一次エネルギー消費等級4以上の基準を満たすものに限る)

- ・ 設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書
- ・ 現金取得者向け新築対象住宅証明書
- ・ 贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明書
- ・ フラット35S適合証明書及び設計検査申請書

(Bプランの場合は、令和2年12月以前に設計検査の申請したものに限り)

#### ② 次の評価書

- ・ BELS評価書(外皮基準について「適合」又は一次省エネルギー消費量について「適合」と表示されたもの)  
「外皮基準」; 基準省令第1条第1項第2号イに規定する外皮性能の基準  
「一次省エネルギー消費量」; 基準省令第1条第1項第2号ロに規定する一次エネルギー消費量

### (2) 賃貸住宅の新築の場合に活用できる評価書等の事例(住棟又は全住戸が評価書を取得している場合)

#### ① 次の評価書(当該共同住宅等が、基準省令第1条第1項第2号イ(1)に規定する外皮基準に適合するものに限る)

- ・ 設計住宅性能評価書 ※1(断熱性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4を取得しているもの)
- ・ 建設住宅性能評価書 ※1(断熱性能等級4を取得しているもの)
- ・ BELS評価書 ※1(外皮性能基準について「適合」と表示されたもの)

※1:仕様基準の場合を除く

#### ② 次の評価書(当該共同住宅等のBEIが、0.9以下であるものに限る)

- ・ 設計住宅性能評価書又は建設住宅性能評価書(一次エネルギー消費量等級5を取得しているもの)
- ・ BELS評価書(☆3つ以上取得しているもの)

#### ③ 次の評価書(当該共同住宅等が基準省令第1条第2号イ(1)に規定する外皮性能の基準に適合し、かつBEIが0.9以下であるものに限る)

- ・ 低炭素建築物新築等計画認定通知書

## 2 変更証明

単位:円 (消費税含む)

料 金		
直前の証明書交付が当社以外のもの	直前の証明書交付が当社のもの	技術的審査の省略ができるもの
基本料金適用	基本料金の半額 ※2	基本料金(技術的審査省略)適用

※2: 変更申請に係る証明業務の審査効率の度合いにより、料金を増減する場合があります。

## 3 証明書の再交付

1戸、1枚につき5,500円(消費税含む)